

東京台湾華語センター

【マンツーマン・レッスン就学規定】

重要事項ですので、必ずお読みください。

2018/4/1

1. レッスンシステム

- ① 固定制 ー入会時に受講する曜日・時間をお決めいただくシステムです。
(※レッスンをキャンセルされた場合、学習計画に遅れが出ないよう、その月内で振替レッスンをお取りください。)
- ② 自由予約制ー受講者が毎回受講する日時を選ぶことができるシステムです。
(※学習計画に遅れが出ないよう、ご予約は早目にお取りください。また受講期限にご注意ください。)

2. マンツーマンレッスンの予約・キャンセル・変更方法

レッスンの予約・キャンセル・変更は下記の通り、スクール事務局・お電話・メール・ネットキャンパスより受け付けております。受付時間までにご連絡いただいた場合には、受講期間内での変更が可能です。なお、受付時間を過ぎてからのご連絡、または、ご連絡なしで欠席された場合は、理由の如何に関わらずレッスンは受講されたもの（消化されたもの）とみなします。

予約・キャンセル・変更方法	受付時間
スクール受付・電話・メール	月曜日のレッスン / 前週の土曜19:00迄
	火～土曜日のレッスン / 前日の22:00迄
ネットキャンパス	予約済みのレッスン開始12時間前迄

* 日曜・祝日はお電話・スクール事務局の受付はお休みとなります。ネットキャンパスをご利用下さい。

3. 休校日

年間の休日は、日・祝日、春休み（ゴールデンウィーク）、夏休み（お盆の前後）、及び冬休み（年末年始）が、それぞれ1週間程度あります。（※校舎により休校日が異なる場合があります。日程は事前に掲示し、お知らせいたしますのでご確認願います）

4. レッスンへの遅刻

遅刻をする場合は、必ずレッスン開始の10分前までにご連絡をお願いします。ご連絡無しにレッスン開始時刻から20分以上遅刻された場合、レッスンが受講できなくなる場合もございます。また、ご予約頂いた時間に遅刻された場合でも受講時間の延長は致しませんのでご注意ください。

5. 1ヶ月以上の長期未受講

固定制のレッスンをご受講される方において、事前キャンセル及び無断欠席等により、1ヶ月以上未受講の状態が続いた場合、レッスンスケジュールや担当講師の変更をお願いすることがあります。ご了承ください。

6. 休学制度

長期出張・入院など特別な理由がある場合、最長1ヶ月の単位で下表の通り休学が認められます。スクール事務局に申請して下さい。休学期間中の受講料は消化いたしません。休学期間を過ぎますと受講料は消化しますのでご注意ください。

受講契約期間	休学申請が可能回数
6ヶ月以下	なし
6ヶ月を超えて12ヶ月以下	1回
12ヶ月を超えて24ヶ月以下	2回

* 休学制度を利用される場合、スクール事務局への申請が必要です。

* レッソンの曜日・時間をお決めいただいて受講される場合、再度スケジュールのご予約が必要です。

7. 転校休学制度

転居によりやむをえず所属スクールを変更される場合、最長1ヶ月の転校休学が認められます。スクール事務局にお申し出下さい。休学期間は申請日より転校先でのレッスンが再開されるまでとなります。

8. マンツーマンレッスンの受講可能期限の延長制度

- ① 通常、受講契約書に記載されている受講期間がご受講可能な期限ですが、固定制、自由予約制に関わらず、マンツーマンレッスンの週 50 分コース、週 100 分コースで、24 回以上のご契約の場合に限り、受講可能期限を最長 1 ヶ月間、無料で延長することができます。但し、延長にあたっては必ずスクール事務局への申請が必要となります。また上記以外のコース（その他の短期コース、セミ・マンツーマンレッスンなど）では、この延長制度は適用されません。
- ② 教育訓練対象講座は、この延長制度は適用されません。
- ③ 受講期間を過ぎた後の、受講契約の解約・返金には応じかねますのでご了承下さい。
- ④ 転校された場合には、転校先のスクールで設定した受講期間が適用されます。
- ⑤ この延長制度を利用された場合、延長した月数分のシステム管理費の納入が必要になります。

9. 受講契約を完了できない場合

受講契約されたコースがなんらかの事情によって完了できない場合は、当校了解の上でお申し出時点での残授業料分を『コース変更』もしくは『受講権の譲渡』することができるものとします。

- ① コース変更・・・他コースの受講料や教材の購入費用に充当し、コース変更ができるものとします。
 - ② 受講権譲渡・・・未受講分の受講料を第三者（親族、友人、知人等）に譲渡できるものとします。
- 上記①、②いずれの処置も不可能な場合は、未受講分の受講料の解約返還請求ができるものとします。尚、解約返還金は別紙『受講約款』上の返金規定に基づき計算されるものとします。

10. 受講契約の更新

予定されている受講期間終了の 2 ヶ月前より、更新手続きを行います。その際にはスクール事務局よりご案内を申し上げます。

11. 復学の手続き

受講契約上の受講期間の終了と同時に、当校の在籍は抹消されますが、当校のどの校舎へ復学する場合も、事務局に過去の通学歴をお知らせいただくことで、前回ご契約の受講期間の最終日より 2 年間は、再入学手続き費用（10,800 円）は免除されます。

12. 届け出事項の変更

ご住所・電話番号（ご自宅・携帯電話・勤務先）・お勤め先または学校名に変更がありましたら、必ず当校の事務局まで届け出願います。

13. その他

- ① レッスンのご予約は、実際にご受講可能な範囲内でのご予約を、お願いいたします。
- ② 天災・災害のために当校が休校・休講を決定した時に、ご予約いただいたレッスンが受講できなかった場合には、振替レッスンをご提供致します。但し、返金はいりませんのでご了承下さい。尚、休校・休講の判断は、公的機関の発表（天気予報・各種警戒情報・交通機関の乱れ・公立学校の休校状況など）を参考にし、総合的に判断して当校が決定いたしますが、様々な側面から判断するため、当日のレッスン開始直前まで時間を要することもあります。またその決定情報は、速やかに当校のホームページに掲載しますので、予想される事態が起きた際には、必ず当校のホームページをご確認ください。
- ③ 当校の受講生は、良識ある社会人・学生として振る舞っていただく必要があります。他の受講生・教師・スタッフへの違法行為や迷惑行為（暴力・セクシャルハラスメント・無許可の営業活動・宗教活動・当社社員との学校外での個人的な交流等）があった場合、また学校の運営に支障を来すような行動をとった場合には、退学処分とさせていただきます。その場合、受講料など一切の費用の返還はいたしません。また当校の施設や備品に損害を与えた場合は、損害賠償を求めますので、あらかじめご了承ください。

以上